

せいそう 労働者 速報

2021 年 6 月 18 日
No. 1164
東京清掃労働組合
企画・総務局

2021 年度夏季手当（第 2 回）団体交渉

夏季一時金は現行の条例、規則どおり支給



区長会「皆さんの要求には応えられる状況にはない」

6 月 18 日（金）17 時 48 分から、2021 年度夏季手当（第 2 回）団体交渉を開催し、先日提出した「2021 年度の夏季一時金等に関する要求書」に対する回答を受けました。区長会の回答は、新型コロナウイルスの影響による国内経済情勢を受けた、特別区税等の歳入減などを繰り返すばかりであり、緊急事態宣言が発令される中でも職務に奮闘している職員の努力を一向に顧み見ない、極めて遺憾なものと言わざるを得ません。夏季一時金の支給月数については、支給時期も迫っており、現時点においてはやむを得ないものと判断しましたが、わが組合は、引き続き、今後の労使協議によって解決を図るべきだと主張してきました。

定年前職員

期末手当	勤勉手当	支給月数計	支給日
1.125月	1.025月	2.15月	6月30日

再任用職員

期末手当	勤勉手当	支給月数計	支給日
0.625月	0.50月	1.125月	6月30日

区長会は職場実態を考慮しろ

区長会は夏季一時金について、わが組合の要求に応えられる状況にはないと判断し、「現行の条例、規則どおりに支給する」との回答でした。

しかし、これからの清掃現場は、梅雨時の長雨に伴う高温多湿の中での作業や、年々その度合いを増す、もはや異常ともいえる真夏の酷暑へと、一年を通じて最も過酷な作業環境を迎えます。加えて、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策として、職務に従事中でもマスクの着用は欠かせません。昨年は現場からの熱中症による公務災害報告が8月だけで7件と、過去最多に昇っています。職員は、23区民の衛生環境を維持していくために、コロナ禍でありながらも身体を張って奮闘しているのです。

このような中で、職場実態を全く顧みない区長会の回答は、我われの切実な要求に全く応えておらず、遺憾であると言わざるを得ません。

自信と誇りをもって職務に邁進できる賃金水準と人事制度の確立を

我われは、新型コロナウイルスへの対応として、職員一人ひとりの「感染しない、させない」という強い信念により、23区の清掃事業を滞らせることなく、区民の衛生環境を維持してきます。こうした職員の努力は、メディアでも取り上げられ、数百を超える区民から、感謝の手紙が職員へ届けられています。これは、ごみ出しの困難な方に対する訪問収集や学校での環境学習、地域における住民とのコミュニケーション等、職員が不断の努力を積み重ねてきたことによるものであり、職員には大きな励みとなっています。



こうした清掃現場における様々な取組みは、23区が目指す区民との協働や質の高い区民サービスの提供につながるものと確信しています。また、近年頻発する集中豪雨を始めとした自然災害などの緊急時における現業職員の必要性も、社会的に認知され、23区清掃事業が果たすべき役割は益々大きなものとなっています。

区長会は、このように区民サービスの向上に向け、日夜奮闘をしている職員が自信と誇りをもって職務に邁進できる賃金水準と人事制度の確立をしなければなりません。

今期賃金確定で我われの要求通り、課題の解決を

言わずもがな、現在の再任用賃金は一部年金の支給を前提として作られたものです。年金の支給年齢が段階的に引き上げられている中、区長会は我われの主張に耳を傾けることなく、これまで調整が図られてきませんでした。また、再任用職員の職務は定年前と同様とされており、同一労働・同一賃金の観点からも、再

任用職員の賃金及び級格付は早急に改善されるべき課題と考えています。

定年引上げ法案が成立したので、施行後は再任用職員と定年引上げ職員が職場に同居することになります。同じフルタイムで働きながら、賃金が異なるということでは職場に混乱が生じることは明白です。ましてや清掃の職場では、大半の職員が月例給において、現在の再任用賃金にも届かないこととなり、このことは由々しき問題と捉えています。改正法の趣旨は、「豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため」としています。この趣旨に基づけば、高齢期の職員のモチベーションを下げる賃金や任用制度は断じて許されるものではありません。区長会は「今後の検討結果を取りまとめたうえで」との発言でしたが、職員の将来に係る重要な課題であることから、早急に協議することを求めました。

また、担当技能長職の配置については、3月の専門委員会交渉において、我われの課題認識について改めて主張しました。今後の清掃事業に大きな影響を与える課題であることから、引き続き専門委員会交渉における精力的な協議を要求してきました。

いずれにしましても、2021年賃金確定交渉はコロナ禍の中で大変厳しい闘争が想定されます。区政の第一線で新型コロナウイルス感染に対する不安を抱えながら職務に精励している組合員の努力を正當に評価する賃金・人事制度の改善、定年の引上げに関する課題は、組合員の切実な想いを込めたものとして受け止め、改善に向けた検討を行うことを再度強く求めました。

課題は山積しています。安全で安心な区民生活を守る公共サービスを担っていることに自信と誇りを持ち、納得のできる課題の解決に向け、全組合員の総力を結集し、秋に向けて闘いを積み上げていきましょう。

令和3年度夏季手当（第2回）団体交渉

1. 日 時 2021年6月18日（金）17時48分から18時01分

2. 場 所 東京区政会館 20階 203会議室

3. 出席者

区長会：

佐藤副区長会会長（荒川区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：

小林人事企画部長（特人厚）、小池調査課長（特人厚）、金子勤労課長（特人厚）

林労務・制度改革担当課長（特人厚）

清掃労組：

江森中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、多田書記長、渡辺書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。

さて、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とし、また、その先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とし、引き続き警戒感を示しております。

こうした非常に厳しい国内経済状況により、特別区税等の歳入が減少する見通しの中、基金等を活用するなど、各特別区の財政は極めて厳しい状況下にありますが、特別区は、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していかなければなりません。

私どもは、この間、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりましたが、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、国、他団体の動向等を踏まえて、引き続き、慎重に検討してまいります。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

期末手当、勤勉手当の支給割合については、人事委員会の勧告を踏まえ、国や他団体の状況等を考慮した上で決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別給における欠勤等の取扱いに関する要求について申し上げます。

現行の制度は、他の給与制度との均衡や各休暇制度の趣旨等を考慮して構築しているものであり、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在のサービスの状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、会計年度任用職員についても、常勤職員と同様とするようにとの要求について申し上げます。

会計年度任用職員の一時金に関して、常勤職員と同様に勤勉手当を支給することについては、国も検討課題としておりますが、法改正等も必要な問題であるため、私どもといたしましては、国や他団体の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、担当技能長職の配置について申し上げます。

私どもは、現在、各区における担当技能長の運用状況を取りまとめているところであります。この結果がまとまり次第、その内容について、労使で検証し、課題の共有化を図ることを目的に、専門委員会交渉を重ねてまいりたいと考えております。

次に、勤勉手当の成績率について申し上げます。

私どもは、近日中に、各区に対し、勤勉手当の成績率の運用状況に関する調査を依頼する予定でありますので、この調査結果については、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、定年引上げと、雇用と年金の接続について申し上げます。

本年6月4日に、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」と「地方公務員法の一部を改正する法律案」が可決、成立しました。

私どもは、これら法律の改正内容や今後示される人事院規則等を踏まえ、特別区における定年引上げについて具体的な検討を進め、その結果を取りまとめたうえで、皆さんと協議してまいりたいと考えております。

最後に一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下において、職員の皆さんには、区民生活への影響を最小限に抑えるために、今なお、一丸となって、懸命に取り組んでいただいております。区長会として、改めて、厚く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、5月18日に私どもが提出した「2021年度の夏季一時金等に関する要求書」への回答が示されました。

夏季一時金について、私どもの要求に応えられる状況にはないと判断し、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことです。

これからの清掃現場は、梅雨時の長雨に伴う高温多湿の中での作業や、年々その度合いを増し、もはや異常ともいえる真夏の酷暑へと、一年を通じて最も過酷な作業環境を迎えます。あわせて、昨年引き続きコロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用も欠かせません。昨年は現場からの熱中症による公務災害報告が8月だけで7件と、最多件数が報告されています。文字通り職員は、区民の衛生環境を維持していくために体を張って奮闘しています。

このような中で、ただいま示された回答は、その他の要求も含めて、私どもの切実な要求に全く応えておらず、遺憾であると言わざるを得ません。

この際でありますから、いくつか申し上げます。

特別区の自治権拡充、地方分権改革を目指した都区制度改革の一環として、清掃事業が東京都から特別区に移管されました。

地方分権改革の本来の目的は、住民に身近なサービスの提供は、住民に身近な

自治体が行うことを基本として、そのための政策を自治体現場の実情に見合った形で立案し、実行していこうとするものです。こうした意味からも、区民にとって安全で安心な住環境を守る清掃事業は、重要な役割を担っています。

しかし、現実には、行財政改革の名の下に、合理化の対象とされ、安易な民間委託や非正規労働者の多用が進められています。

私どもは、今回の新型コロナウイルスへの対応として、職員一人ひとりの「感染しない、させない」という強い信念により、23区の清掃事業を滞らせることなく、区民の衛生環境を維持してきました。

こうした職員の努力は、メディアでも取り上げられ、数百を超える区民から、感謝の手紙が職員へ届けられました。

これは、ごみ出しの困難な方に対する訪問収集や学校での環境学習、地域における住民とのコミュニケーション等、職員が不断の努力を積み重ねてきたことによるものであり、職員には、大きな励みとなりました。

こうした清掃現場における様々な取組みは、23区が目指す区民との協働や質の高い区民サービスの提供につながるものと確信しています。

また、近年頻発する集中豪雨を始めとした自然災害などの緊急時における現業職員の必要性も、社会的に認知され、23区清掃事業が果たすべき役割は益々大きなものとなっています。

このように区民サービスの向上に向け、日夜奮闘をしている職員が自信と誇りをもって職務に邁進できる賃金水準と人事制度の構築を求めます。

次に、定年引上げと、雇用と年金の接続についてです。

現在の再任用賃金は、一部年金支給を前提として作られたものですが、年金の支給年齢が段階的に引き上げられる中、これまで調整が図られてきませんでした。また、再任用職員の職務は定年前と同様とされており、同一労働同一賃金の観点からも、再任用賃金及び級格付けは早急に改善されるべき課題と考えます。

あわせて、「地方公務員法の一部を改正する法律案」にも触れられましたが、法案通りということであれば、60歳以後の賃金は60歳前の賃金の7割ということになります。清掃の職場では、大半の職員が月例給において、現在の再任用賃金にも届かないこととなり、由々しき問題と捉えています。

改正法の趣旨は、「豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため」としています。この趣旨に基づけば、高齢期の職員のモチベーションを下げる賃金、任用制度は断じて許されるものではありません。今後の検討結果を取りまとめたうえでとの発言がありましたが、職員の将来に係る重要な課題であることから、早急に協議することを求めます。

最後に、担当技能長職の配置についてです。

3月の専門委員会交渉において、私どもの課題認識についてお示ししましたが、

担当技能長職の配置については、今後の清掃事業に大きな影響を与える課題と認識していますので、引き続き専門委員会交渉における精力的な協議をお願いします。

時間が限られている中で、清掃事業全般といくつかの課題のみ申し上げました。基準日主義の廃止を始めとする一時金関連要求について、現行どおりとする回答は、遺憾と言わざるを得ません。

夏季一時金の支給月数については、支給時期も迫ってきており、現時点においてはやむを得ないものと受け止めますが、引き続き、今後の労使協議によって解決を図るべき課題であることを申し上げておきます。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、清掃労組の皆さんの考え方について、改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数については、私どもの判断をご了解いただきましてありがとうございます。

今年度の特別給については、今後、国、他団体の動向等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。